

# 社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問入浴介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従業者は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7674番地

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理の一元的に行う。

- (2) 訪問入浴介護従業者

看護職員 1名以上（常勤兼務）

介護職員 2名以上（常勤兼務）

訪問入浴従業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名以上（常勤兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 第4章 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防訪問入浴介護の提供方法)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に

対し、運営規程の概要、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 介護予防支援計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供する。
- 3 利用者が介護予防支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等へ連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 7 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供が困難と認められた場合は、他の介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介など、必要な措置を講ずる。
- 8 サービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定の有無、その有効期間を確認する。
- 9 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供する。
- 10 指定介護予防訪問入浴介護の提供に際し、要支援認定を受けていない利用申込者には、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 11 介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。
- 12 指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防訪問入浴介護の内容)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

(2) 衣類着脱等の世話

- 2 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の必要に応じて行う。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを提供する。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 7 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。
- 8 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他

の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に接触する設備器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

9 消毒方法等についてマニュアルを作成し、当該従事者に周知させる。

(指定介護予防訪問入浴介護の利用料等)

第8条 指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスである場合は、その1割の額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、実費の額は、徳之島総合陸運俵の運行する路線バス許可運賃額を適用する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、徳之島町内の区域とする。

## 第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問入浴介護従業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業所が定めた協力医療機関へ連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 利用者が、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わずに要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第12条 利用者に対して、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を確保する。

2 介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第13条 介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備

品等について、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

第 14 条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、又利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(介護予防支援事業者に関する利益供与の禁止)

第 15 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第 16 条 提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置など必要な措置を講じ、当該苦情の内容を記録する。

2 自ら提供した指定介護予防訪問入浴介護に関して、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。又、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

3 指定介護予防訪問入浴介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)が介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号に基づき行う調査に協力する。又自ら提供した指定訪問入浴介護に関して国保連から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。又、国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第 17 条 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して採った措置を記録する。

2 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 18 条 事業所の会計は他の事業年度と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(記録の整備)

第 19 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- (1) 介護予防訪問入浴介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 20 条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があればその旨申し出ること。

(その他)

第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。